

後期高齢者医療の 被保険者の皆さんへ

問合せ 国保年金課医療係

保険料率が改定されます

後期高齢者医療保険に加入している人の平成26・27年度の保険料率が決まりました。高齢者人口の増加、1人当たりの医療費の増加などを理由に、保険料が上がります。

均等割額 45,761円 (24・25年度 43,510円)

所得割率 9.00% (24・25年度 8.55%)

26年度の保険料額 = 45,761円 + (25年中の所得金額 - 33万円) × 9.00%

※100円未満は切捨てで限度額は57万円です。

所得金額などに応じて均等割額が2～9割軽減される場合もあります。26年度の保険料は、7月中旬に届く決定通知書でご確認ください。年金や口座振替以外の人は納付書が同封されますので、お近くの指定金融機関でお支払いください。

限度額適用・

標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の医療機関窓口での負担（食事代など）が軽減される認定証です。現在使用している認定証の有効期限は7月31日(木)です。認定証の交付を受けている人で、26年度も対象になる人には、8月以降に使用する認定証を7月下旬に郵送します。

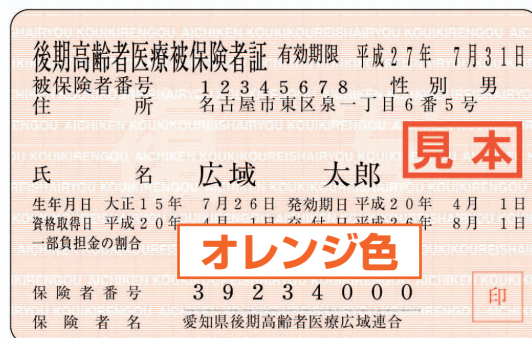
新しい保険証を 7月下旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日(木)です。8月1日(金)から使用する保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便は、受け取るときに受領印またはサインが必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、案内に従って受け取ってください。

有効期限の切れた古い保険証は、市役所、各公民館（西端を除く）、農業者コミュニティセンター、南部・東部市民プラザに設置している保険証回収箱へ返却するか、個人で細かく裁断するなどして破棄してください。

保険証は有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(金)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しいオレンジ色の保険証を提示してください。



△新しい保険証は青色からオレンジ色に変わります

国民年金の お知らせ

問合せ 国保年金課年金係

障害基礎年金の所得状況届

平成26年分（8月～27年7月）の支給を決める大切なものです。20歳前障害などで国民年金の障害基礎年金を受給している人は年金裁定センターから郵送された所得状況届を記入し、国保年金課年金係へ郵送で提出してください。

ただし、診断書の提出が必要な人は、直接国保年金課年金係へ提出してください。

とき 7月1日(火)～31日(木)

国民年金保険料免除制度

前年中の所得が少ないなど、保険料の納付が困難な人は、申請により定額保険料が免除される場合があります。前回申請時に継続申請を希望した人は申請の必要はありませんが、被保険者本人、配偶者、世帯主の平成25年中の収入が申告済みであることが必要です。

免除の種類（一定の所得制限あり） 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除

持ち物 ①年金手帳②印鑑③平成24年12月31日以降に退職した人は、「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの原本④26年1月2日以降碧南市に転入した人は、前住所地の課税証明（控除額の記載されているもの）⑤運転免許証など身分確認ができるもの

※26年4月から、免除など遡って申請できる期間が拡大されました。希望する場合はご相談ください。